

2022年度

埼玉県への政策・制度要請

9分野 41項目

I. 総合経済・産業政策

1. 公契約条例の制定について

(1) すべての産業を対象にした公契約の適正化について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定し、公契約の適正化を推進すること。また、公契約条例の制定と契約基準の設定にあたっては、労働組合などが参加する審議会を設置し進めること。

<要請の根拠>

埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性について理解が進んでいる。また、上尾市や富士見市では、公契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進をはかるために「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を定めており、公契約の際に必要な手続きを定め、公契約の適正化を促している。（労働環境の確認に関する要綱では、他県では前橋市、岡崎市など）

なお、公契約とは、国や地方自治体が民間企業やNPOなどと結ぶ契約のことをいう。契約金額の大きい公共工事が代表的であるが、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務（ごみの収集など）、施設管理、スポーツ施設の運営など広範にわたっている（指定管理者制度も含む）。

現状、地方自治体の厳しい財政状況を背景に、公契約の低価格化が進むことが懸念されている。このことは、公契約事業に携わる民間企業の経営悪化や労働者の労働条件の低下、あるいは公共サービスの質の低下などにもつながり、現実的に各種事故も発生している。

ダンピング的な受注や悪質なブローカーによる低価格受注を排除し、安心した生活を営める賃金水準と公共サービスを保障するためには、建設・工事に偏ったものではなく幅広い業種を対象に公契約を適正化する「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」が必要である。

(2) 公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引について【新規】

地方自治体が民間企業に発注をおこなう際、下請法や業界団体のガイドライン（※）に準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引をおこなうこと。

また、各自治体を実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会にICT関係の実務の専門家を加えること。

【参考情報】

（※）①情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン ②情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン ③電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した「適正取引自主行動計画」、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」など

<要請の根拠>

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注がおこなわれやすい状況にある。公契約は、下請法の対象外であり、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した適正取引がおこなわれるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要がある。

2. ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進について【新規】

自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」などを参考に、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても導入促進をはかること。

<要請の根拠>

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などの様々な主体が自らの建物や敷地内で、スポット的に柔軟にネットワークを構築し、利用可能とする新しい仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になる。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいとされている。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決をはじめ、多様なニーズに用いられることが期待されている。また、企業においてもスマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要である。

なお、「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の1つとして、令和3年に埼玉県深谷市での「新型コロナからの経済復興に向けたローカル5Gを活用したイチゴ栽培の知能化・自動」が事業化されており、これらを参考にしつつ、地域の企業や自治体など様々な主体によって活用され、地域の活性化につながることを期待される。

【参考情報】

○令和3年度 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」 実証事業 成果概要

https://www.soumu.go.jp/main_content/000813620.pdf

II. 雇用・労働政策

1. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について

中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するための補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援をおこなうこと。

<要請の根拠>

適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散が進んでいる中で、企業年金に加入する中小企業の割合は低下している。

中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいものの確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい。

したがって、中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有力な選択肢となる。このことを踏まえ、中小企業退職金共済制度に対し、より多くの自治体において補助制度を導入することが必要である。また、埼玉県においては、16市3町で補助制度があり、支援をおこなっているが、関東地域では東京都や群馬県が補助制度を定めている。

より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、県や未だに補助制度のない市町村でも支援をする必要がある。

【参考情報】

○埼玉県内で助成制度のある市町

川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町

○助成制度のある関東の行政

https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html

2. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について

現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。

(1) 治療と仕事の両立支援に向け、介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。

(2) 治療と就業の両立に配慮し、新たになん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就業支援奨励金制度を創設するなど、がん患者の就業支援に取り組むこと。

<要請の根拠>

国立がん研究センターの推計で、日本人が生涯でがんと診断される確率は2人に1人とされている。さらに、定年延長などにより現在ではがん患者の3人に1人は就労年齢でがんにかかる状況にある。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援することが必要となる。

治療中のがん患者で18歳未満の患者については、小児がん患者に対する助成制度があり、40歳以上については介護保険が利用可能となっている。18歳から39歳については、子育て世代にもかかわらず、介護保険や障害者自立支援法の対象にならず、症状が重くなっても生活に対する公的支援制度はなく、家族に大きな負担がかかっていることから、18歳から39歳のがん患者に対する支援が必要である。

また、治療のために離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都ではがん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなど、事業主への支援により再就職に向けた対策がおこなわれている。

Ⅲ. 交通政策

1. 「2.5 環状道路」の整備促進について【新規】

「2.5 環状道路」と呼ばれる埼玉首都高さいたま新都心線を延伸し、東北自動車道と接続する事業について、渋滞の緩和や物流網の整備のためにも重要な事業であることから、早期実現に向けた事業の推進をはかること。

<要請の根拠>

昨年度、国土交通省から「概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）」の対象路線として「核都市広域幹線道路（埼玉新都心線～東北道付近）」が示され、本年4月には国土交通省大宮国道事務所の2022年度の事業として、概略ルートおよび構造の検討を進めることが正式に発表された。

東北自動車道への接続については、17号や16号を使用する迂回ルートを走行することとなる。いずれの国道についても、渋滞が頻繁に発生し、通勤や物流に大きな影響が出ている。

埼玉県内の渋滞ボトルネックの解消、都市間交流・連携の促進、首都直下型地震発生の際のインフラ面での冗長性の確保など、埼玉県の今後の発展に資する事業であり、早期実現が必要である。

【参考情報】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000809016.pdf

<https://www.kensetsunews.com/web-kan/625557?fbclid=IwAR36pd3c-FRg-N2sKhKvRGW6zyVpJke6o48Ulc02QSjUubi6cXZTjF9TB64>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kousokudoro/kakutosi.html>

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0c172b55e44071adc12b8c1d9ab72cfbb11d4229>

2. 燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの増設、公共交通バスなどの導入促進のための各種施策の拡充について【新規】

埼玉県においても、「埼玉県燃料電池自動車・水素ステーション普及構想」における基本政策が策定され、燃料電池自動車の普及拡大に向けた取り組みがおこなわれているが、その普及は限定的である。更なる普及拡大に向けて、燃料電池車および燃料電池バスの購入支援や水素ステーションの設置への支援をはかること。

<要請の根拠>

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた実行計画「グリーン成長戦略」の中で、政府は国内の新車を2030年代半ばに全て電動車（EV・PHV・FCV・HV）へ切り替える方針を掲げている。「埼玉県燃料電池自動車・水素ステーション普及構想」では、2025年に燃料電池車を6万台、水素ステーションを30基設置する目標を掲げているが、2022年5月時点の水素ステーション数は県内11カ所といまだ少ないと言わざるを得ない。

ガソリン車からの切り替え実現に向けては、購入支援とともにインフラ整備の加速が必要である。

3. キッズ・ゾーンの設置および「ゾーン30プラス」の推進について【新規】

園児や児童の交通安全確保に向け、内閣府・厚生労働省連名通知「キッズ・ゾーンの

設定の推進について」(2019年11月12日)に基づき、キッズ・ゾーンの設置や国土交通省と警察庁の取り組みである「ゾーン30プラス」の推進をはかること。

＜要請の根拠＞

保育中の子どもの事故が相次いでいることを受け、厚生労働省が保育施設周辺の道路で運転手に注意を呼びかける「キッズ・ゾーン」の設置を推進するよう都道府県と政令市、中核市に通知を出しており、子どもや保育施設の安心・安全の担保に向け、設置を促進することが必要である。また、「ゾーン30プラス」は、国土交通省と警察庁が連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上をはかろうとする施策である。子どもの生命を守ることはもとより、子育て世代の労働者にとって子どもの安全確保は最大の関心事であり、安心して働くためにも、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進をはかることが必要である。

IV. 福祉・社会保障政策

1. 地域共生社会の実現について

真の地域共生社会の実現に向けて、地域全体でアプローチしていく包括的な相談支援体制を構築するために、専門性の高いコミュニティソーシャルワーカーを育成し、地域住民の協力（民生委員、児童委員等）を得られる体制づくりの整備をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

2021年4月施行の改正社会福祉法は、「8050」問題（※）、ヤングケアラー問題、ダブルケアなど、複数の分野にまたがる相談について、自治体に「断らない相談支援体制」の設置などを進め、社会とのつながりをつくるための支援を目指している。しかし、各自治体における今年度の実施率は約2%（42市区町）であり、来年度以降計画している自治体も243自治体で全体の2割未満にとどまっている。

こうした現状を改善するために、活動の核となる専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）を育成・支援するとともに、住民と協力して地域共生社会の実現を目指す必要がある。

【参考情報】

（※）「8050」問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題

2. 医師の地域偏在の解消【新規】

地域における総合診療医を増やすため、総合診療医を育成する無償の教育訓練などのキャリア形成支援をおこなうこと。また、医師の地域勤務にともなう負担を和らげるため、県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務がおこなえる体制を構築すること。

＜要請の根拠＞

医師不足の地域では、専門医よりも全般的な診療ができる総合診療医の役割が重要である。地域における総合診療医を増やしていくためには、県が基幹施設と連携し、医学生、指導医、専門医の協力のもと、総合診療医とし勤務しやすくするための専門研修を

定期的に実施していくことが必要である。

また、地域の診療所は、本来は診療所を管理する医師を常駐させる必要がある。しかし、医師の地域勤務は負担も伴うため、複数の医師が交替勤務制をおこなうことで、安定した地域医療の提供をはかることができる体制が求められる。

3. 順天堂大学病院の早期設置に向けた取り組みについて【新規】

当初 2018 年 3 月までの着工で計画されていた浦和美園付近への順天堂大学付属病院の設置が具体的には進んでいない。県は、先日公表された 2027 年 11 月の開業目標よりも早い開設となるよう指導・支援すること。

<要請の根拠>

埼玉県は県民あたりの病院数が全都道府県で最低であり、医療従事者の負担が増加している。病院数の割に深刻な問題が他都道府県より低率で推移しているのは、ハード面での不足を現場が無理をして補っているからであり、充足しているとは言えない状況にある。

浦和美園地区の人口が増加していること、生活者（組合員を含む）からの要望も強いことなどから、大規模病院の早期の設置に向けた取り組みをはかることが必要である。

4. 精神障害者 2 級の医療費の無償化について【新規】

精神障害者の医療費負担を軽減し、生活を救済するために、精神障害者 2 級の医療費を無償化すること。

<要請の根拠>

3障害(知的障害・身体障害・精神障害)がある中で、2級以下の医療費が健常者と同じ3割負担なのは精神障害者だけである。精神障害者の就業率は3障害の中でも最も低い40%程度で、さらに月収も平均3万円程度と苦しい状態にある。ほとんどの精神障害者は親と同居で、まさに「8050」問題の状況にあり、親子共倒れをする家族が後を絶たない。

【参考情報】

○精神障害者2級の医療費の無償化に対する埼玉県への意見書提出状況

さいたま市、秩父市、上尾市、蕨市、入間市、久喜市、富士見市、蓮田市、滑川町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町

5. 公共トイレなどへのユニバーサルシート（介護ベッド）の設置について【新規】

(1) トイレのバリアフリーの一環として、車椅子でどこに出かけても困らないよう、幼児期から高齢者までオムツ替えなどの目的で使用できるベッドのあるユニバーサルシート（介護ベッド）の設置を進めること。

(2) 利用者がユニバーサルシートの設置場所について、スマホなどで手軽に検索ができるよう環境を整えること。

<要請の根拠>

J Rの主要駅、公共施設、劇場などには、2歳まで対応したベビーベッドが設置され

ているトイレがある。しかし、ユニバーサルシート（介護ベッド）があるトイレの設置場所は限られている。健常者が普通に遊びに出かける場所において、「ユニバーサルシートが設置されたトイレが1ヶ所でもあると助かる」などの声が上がっている。

日頃、トイレの介助をしている方（障がい当事者家族、支援者など）77名を対象にアンケートをした結果（NPO法人D-SHiPS32 スナック都ろ美 実施『介助者がうれしいトイレのつくり・ニーズについて』）、必ず必要なものとしてユニバーサルシートを上げる人が69人（89.9%）おり、そのニーズは高い。

6. ペアレントメンターの積極的活用に向けた対応について

ペアレントメンターについて養成数を更に増やすとともに、市町村からの派遣要請が非常に少ないことに鑑み、当事者が要請可能な仕組みとすることや県が主体となった講座および相談事業を積極的におこなうなど、利用促進のための改善をおこなうこと。

また、当事者が直接参加可能な事業の拡大および周知の強化をおこなうこと。

<要請の根拠>

国立精神・神経医療研究センターによれば、新型コロナウイルス感染症拡大下において、発達障がい児の「生活習慣、抑うつや不安、攻撃的行動の悪化が報告されている」とあり、課題の深刻さが増している。しかしながら、令和2年度の派遣実績は、活用が不十分であると言わざるを得ない。さらに、市町村の派遣要請が例年低調であることから、事業開始から10年を経て、事業の仕組みについて再検討する必要がある。

7. ケアラー・ヤングケアラー支援の取り組みについて

埼玉県ケアラー支援条例の目的である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、県内のさまざまな関連機関、市民団体とともにケアラー支援の流れをつくり、以下の施策をおこなうこと。

(1) ケアラー・ヤングケアラー支援の周知について

県民に対して理解を広げるため、適切かつ効果的な啓発活動などを引き続き実施すること。また、ケアラー自身にも、ケアラーであることの気づきを促す広報をおこなうこと。特に、病院、診療所、保健福祉関係の事業所など、被介護者とともにケアラーが外向く機関に協力を求めて実施すること。その際には、その機関・職能団体へのケアラー支援研修もおこなうこと。

<要請の根拠>

埼玉県は広報啓発活動を展開しているものの、介護者サロン実施団体でさえ、チラシを見たことがない人ばかりであり、配布先を工夫すべきである。また、「知られていません『ケアラー』のことという」チラシには、施設介護の写真が使われている。条例にあるケアラーの定義を踏まえていない写真を使うということは、発注者の理解が充分でないということであり、県庁職員の理解を深める研修を繰り返し実施する必要がある。

自分がケアラー・ヤングケアラーと気付いていない場合も多く、助けを求めず、事態が深刻化することがある。条例制定の理念に則って、健康で文化的に暮らす権利があること、支援を受けても良いことを広く知らせる必要がある。

(2) ケアラー・ヤングケアラーへの支援体制について

- ①ケアラーが出向く病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの高い関連機関に対して、自ら助けを求めない（求められない）ケアラー・ヤングケアラーを理解し、発見し、アセスメントをおこない、支援計画を立案し、支援に結びつける研修を実施すること。また、研修が活かされているかどうかを検証すること。
- ②一人ひとりのケアラー・ヤングケアラーの支援計画を立て、必要な支援につなげて支援する多機関・多職種連携を市町村と協力しておこなうモデル事業を実施すること。
- ③ケアラー・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮する。県は市町村の総合相談支援体制の構築を目指し、実効性のあるケアラー支援体制を構築すること。また、さいたま市、入間市では条例が制定されたが、市町村による取り組みの格差により、県民に大きな不公平が生じないように、市町村の取り組みを積極的にリードし、バックアップすること。
- ④ケアラー・ヤングケアラーやその家族、専門職など、誰もがアクセスしやすいわかりやすい相談支援窓口（たとえば、ケアラー支援センター、ケアラー支援推進センターなど）を設置・可視化すること。

<要請の根拠>

自分がケアラー・ヤングケアラーと気付いていない場合も多く、助けを求めず、事態が深刻化することがある。条例制定の理念にのっとり、健康で文化的に暮らす権利があること、支援を受けても良いことを広く知らせる必要がある。

- ①ケアラー・ヤングケアラーの支援体制については、具体的な流れをイメージし実施できる研修をすすめることが重要である。また、地域包括支援センター職員に比べ、障がい者相談支援事業所職員の研修参加率が低いので働きかけることが必要である。
- ②ケアラーおよびその家族は複合的な課題を抱えている場合も多い。ケアラー、ケアを受けている相手、その他の家族員一人ひとりのニーズを聞き取り対応することで効果的な支援がおこなえる。
- ③実効性の支援体制に向けて、市町村への積極的な働きかけと市町村の実態に即した支援をおこなうことが必要である。また、市町村の総合相談支援体制の構築により、実効性のあるケアラー支援のため、進んでいる具体例を示す必要がある。
- ④自治体によっては、「ヤングケアラー総合支援センター」「子ども・若者ケアラー相談支援センター」など、看板を掲げ始めている。一方、埼玉県はHPを充実したが、窓口がたくさんあって、分かりやすいとは言えない。支援拠点（機能の拠点）をはっきりさせることが、ケアラーの声を挙げやすくすることにもつながる。

V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくこと。また、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界・業界団体との連携強化をはかること。

<要請の根拠>

政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。また、この方針は2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に盛り込まれた。

対策計画では、これらの目標の達成のため、「少なくとも100カ所の脱炭素先行地域において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性などに応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる」とされており、2022年1月から第1回の先行地域募集が始まっている。

地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくことが重要である。また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化をはかることが重要である。

【参考情報】

○地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/chiiki-datsutanso-saiene-kofukin.pdf>

VI. 教育・子育て政策

1. 子育て応援推進について、以下の施策を講ずること。

(1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園などの整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。

(2) 保育の質の向上、利用者へのきめ細かい対応、隠れ待機児童の解消に向け、保育所などの利用者のニーズ調査や隠れ待機児童を対象に保育のニーズ調査を実施し、その対応をはかること。

(3) 保育士、幼稚園の先生の処遇改善に取り組むこと。【新規】

<要請の根拠>

2022年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比92名減の296人で4年連続減少はしているものの、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の20倍以上、6,158人いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。利用者の多様化するニーズへの対応や隠れ待機児童となっている方のニーズへ対応することにより、すべての子どもが希望する保育所や

認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。

2. 児童虐待防止対策推進について

- (1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、特に妊産婦への支援を広く住民に周知・啓発することで生まれてくる新生児、乳児への虐待を防止すること。
- (2) 児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、および弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

<要請の根拠>

児童虐待死（遺棄を含む）で最も多いのが0歳児で約50%です。また、その内、約4割が生まれた日の虐待死です。日齢0日児の虐待死事例では、母子健康手帳の未交付や妊婦健康診査未受診の事例が見られるとされており、こうしたことを防ぐためにも、妊娠期から支援をする「子育て世代包括支援センター」の機能を広く住民に周知・啓発する必要があります。

2020年4月1日から施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待防止対策の強化として、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化など、改正法の趣旨に沿って県および市町村をはじめ、関係者・団体などに周知徹底し、引き続き取り組みを進める必要がある。

3. 学校教育現場でジェンダー平等の視点に立って、以下の施策をおこなうこと。

- (1) 性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭や正しい理解の促進のため、児童生徒をはじめ教職員や保護者への研修や相談体制の整備を継続しておこなうこと。
- (2) いまだに男女別の名簿だけで運用されている学校教育現場の改善をおこなうこと。また、トランスジェンダーなどの生徒（またはその保護者）から、校内での通称名の使用について申し出があった場合は使用を認め、これに関する個人情報について校内で管理するルールを決めること。
- (3) 性別によって指定されている制服など、性別を問わずに選択できるようにすること。また、このことに起因するいじめなどがおこらないように、児童・生徒への指導をすること。

<要請の根拠>

各学校において男女混合名簿等が広く採用されてきているが、いまだに男女別の名簿が運用されているところもある。また、性別によって指定されている制服などを、性別を問わずに選択できるようにしたことにより、いじめや差別が起きないよう生徒を指導している例もある。いずれも、ジェンダー平等の視点に立った社会制度や慣行の見直し求められつつある。

VII. 人権・ジェンダー平等政策

1. パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度の創設について

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度など、性別を問わずにパートナーである人同士の関係を公に保証する制度を創設すること。

<要請の根拠>

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、県内でも 36 の自治体でパートナーシップ制度が導入されているが（2022 年 7 月、レインボーさいたまの会調べより下段参照）差別の解消に向けて多くの自治体で制度の導入が望まれる。

【参考情報】

○埼玉県内のパートナーシップ制度導入状況

- ①さいたま市(2020 年 4 月 1 日～)
- ②川越市(2020 年 5 月 1 日～)
- ③坂戸市(2020 年 10 月 1 日～)
- ④北本市(2020 年 11 月 1 日～)
- ⑤鴻巣市(2020 年 12 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ⑥桶川市(2021 年 2 月 1 日～)
- ⑦伊奈町(2021 年 3 月 1 日～)
- ⑧上尾市(2021 年 3 月 16 日～)
- ⑨越谷市(2021 年 4 月 1 日～)
- ⑩三芳町(2021 年 4 月 1 日～)
- ⑪本庄市(2021 年 4 月 1 日～)
- ⑫行田市(2021 年 4 月 1 日～)
- ⑬東松山市(2021 年 7 月 1 日～)
- ⑭入間市(2021 年 9 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ⑮久喜市(2021 年 10 月 1 日～)
- ⑯毛呂山町(2021 年 10 月 1 日～)
- ⑰川島町(2021 年 10 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ⑱狭山市(2021 年 10 月 11 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度
(総称はパートナーシップ宣誓制度)
- ⑲ときがわ町(2021 年 12 月 1 日～)
- ⑳草加市(2021 年 12 月 20 日～)
- ㉑所沢市(2022 年 1 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度
- ㉒飯能市(2022 年 1 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度
- ㉓日高市(2022 年 1 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
- ㉔吉川市(2022 年 2 月 1 日～)
- ㉕深谷市(2022 年 3 月 23 日～)※同時に深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例を制定
- ㉖富士見市(2022 年 4 月 1 日～)
- ㉗吉見町(2022 年 4 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

- ⑳熊谷市(2022年4月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
(総称はパートナーシップ宣誓制度)
- ㉑神川町(2022年4月1日～)
- ㉒美里町(2022年4月1日～)
- ㉓上里町(2022年4月1日～)
- ㉔八潮市(2022年4月1日～)
- ㉕宮代町(2022年4月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度
- ㉖鳩山町(2022年4月1日～)
- ㉗横瀬町(2022年4月1日～)
- ㉘ふじみ野市(2022年7月1日～)

(2) すでに制度が導入されている、または導入予定の市町村は、それぞれが持つ制度について、相互に利用可能となるよう内容を検討すること。【新規】

＜要請の根拠＞

市町村ごとにパートナーシップ制度が導入されているが、その制度の内容が異なるため、市町村を越えて移動した場合や、他の市町村の施設を利用する場合などでもスムーズに適用できるよう、市町村同士の連携が望まれる。

(3) パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度の対象者が利用想定される施設（保育所や老人ホーム等）に対し、スムーズに利用されるよう説明会を実施すること。【新規】

＜要請の根拠＞

パートナーシップ制度が導入されている市町村の各施設を対象の方が利用する際、スムーズに利用できるよう、各施設でこの制度の趣旨を理解されていることが望まれる。

(4) 事故や急病などで救急搬送された患者本人の同意を得た場合、または患者の意識がない場合は、同性等パートナーであることを確認したうえで、患者の同性等パートナーに対し、公立病院での手術の同意や病状などの情報提供を認めること。また、こうした対応が可能な医療機関を住民に公開・周知すること。【新規】

＜要請の根拠＞

同姓等パートナーについても一般の家族と同様に医療行為に「同意」できることが望まれる。また、こうした対応が可能な医療機関を公開することで、同姓等パートナーの方が医療機関を選びやすくすることができる。

(5) 県や市町村の職員や住民に適用される規則や条例において、同姓等パートナーを持つ職員・住民が適用の対象となるよう、規則や条例を見直すこと。また、住民が適用の対象となるものについては、ホームページなどで周知すること。【新規】

＜要請の根拠＞

各市町村にある職員向けの福利厚生制度（休暇・休業制度、各種手当、慶弔祝い金制度など）や住民に適用される規則や条例（公営住宅の入居基準等）などを、パートナー

シップ・ファミリーシップ制度の理念や趣旨に沿って見直す必要がある。

2. 公文書にある不必要な性別欄の削除

(1) 自治体が裁量権を持つ書類の性別欄について必要性を検討し、不必要なものは削除すること。【新規】

(2) 性別欄を設ける場合は、その合理的必要性について記載すること。また書類の目的に応じた配慮をおこなうこと。【新規】

<要請の根拠>

各種書類で各市町村の判断で変えられるものについては、その要否を検討する必要がある。また、性別欄を設ける合理的必要性として一般的に、①男女のニーズの違いを明確にし、政策に反映させる必要がある場合、②統計上、性別を知る必要がある場合、③本人確認の要件として、性別も必要な場合の3点があげられる。また、性別記入欄の配慮として「自認する性を記載してください」などの注記を記入する例が考えられる。

Ⅷ. 消費者政策

1. 未成年者の飲酒防止に向けた取り組みについて

令和5年度に予定されている「埼玉県依存症対策推進計画」の見直しにあたり、未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むとともに、事業主側の意見・要望などを把握し、参考にしながら見直しをはかること。

<要請の根拠>

埼玉県では、令和4年度から令和5年度の2年間を期間として「埼玉県依存症対策推進計画」が示され、「20歳未満の飲酒ゼロ」の目標達成に向けて取り組みが進められている。しかし、令和2年には299人の少年が飲酒により補導されるなど、依然として目標の達成には至っていない。

そのような中、「未成年者飲酒禁止法」により未成年者への酒類の販売・供与の禁止に加え、事業主側に年齢確認その他の必要措置義務が課されている。しかし、年齢確認にともなう顧客とのトラブルは少なくない。未成年者が年齢を偽り、店側が酒類を提供した場合、店側も責任を問われる可能性がある。

したがって、令和5年度には「埼玉県依存症対策推進計画」の見直しが予定されており、見直しにあたっては未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むとともに、事業主側の意見・要望を把握し、参考にしながら見直しをはかることが必要である。

Ⅸ. 防災政策

1. 災害時における避難所（防災拠点校の体育館）機能の拡充について

多発する集中豪雨により水害の危険性は高まっていることから、避難所機能の充実を急がなくてはならない。

県は水防法により、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を及ぼす恐れがある河川を指定している。また、洪水予報河川や水位周知河川に係る市町は、地域防災計画などの防災計画に洪水予報や水位到達情報の伝達方法を定めることが義務づけられ

ており、洪水予報は住民の自主避難など自主防災活動の目安となる。

このようなことから、洪水予報河川流域の防災拠点校体育館については、優先的にエアコン機器の設置・増設および電源の確保、ならびに停電時における電源自立型空調設備（停電対応型機種）などの導入促進をはかるとともに、災害時を想定したエアコン設置訓練などの具体的な支援策に取り組むこと。

<要請の根拠>

河川に囲まれた埼玉県においては、水害対策を優先して防災対策に取り組まなくてはならない。中でも災害時の避難所となる防災拠点校の体育館の整備は、構造や周囲の状況、立地場所などを鑑み、優先順位を高めなくてはならない。

【参考情報】

○埼玉県管理の洪水予報河川

- ・新河岸川の不老川合流点から白子川合流点までの約 19km。
洪水予報を行う基準地点は、朝霞市にある宮戸橋水位観測所
- ・芝川・新芝川の八丁橋から荒川合流点までの約 11km。
洪水予報を行う基準地点は、川口市にある青木水門水位観測所
- ・綾瀬川（一の橋区間）啜橋から東武伊勢崎線鉄道橋までの約 6km。
洪水予報を行う基準地点は、草加市にある一の橋水位観測所

2. 災害時、防災拠点における性的マイノリティに対する支援について

災害時、防災拠点における性的マイノリティへの支援の具体例を集め、防災計画などに明記すること。加えて、下記の施策を具体的に検討し、早急に対応すること。

- (1) 防災拠点における相談機関は、性別に違和感がある人や同姓カップル、性分化疾患などの人も安心して相談できるように配慮すること。また、事前に相談員を対象とした研修会を開催すること。【新規】
- (2) トイレは「男性用・女性用」だけでなく、「だれでもトイレ」を設置するなど、性別が「男・女」で分けられない人や障がい者、高齢者、妊婦なども使用しやすいように配慮すること。【新規】
- (3) 風呂は男女別だけではなく、個別のシャワーブースを設置すること。【新規】
- (4) 支援物資の服などは「性別」で分けず、「サイズ」で分け、必要とする人が自分で選べるようにすること。【新規】
- (5) 避難者情報を開示する場合は、住民票と生活上の性別が違う人がいることも配慮して、性別の情報は開示しないこと。【新規】

<要請の根拠>

様々な要素において生活が困難になることから、セクシャル・マイノリティの視点からの配慮も必要であり、誰もが安心して生活できる社会の構築をめざす必要がある。

性自認に基づいてトイレを利用したために、周囲の人から「間違っている」と指摘さ

れるなど差別的に扱われる可能性をなくすことが必要である。また、生理中で共同浴場を利用できない人や仕事のために入浴時間内に入れない人のためにも配慮が必要である。

性別違和感がある人にとっては「男性用・女性用」という分類は苦痛でしかなく、「サイズ」が分かれば使用上の問題はない。また、住民票と違う名前（通称）を使っている人、住所や生年月日を開示したくない人もおり、安全配慮の観点からも必要である。

【参考情報】

- 「多様な性を生きる人のための防災ガイドブック」
・・・性的少数者を支援する「性と人権ネットワーク E S T O」作製
- 「にじいろ防災ガイド」・・・「岩手レインボー・ネットワーク」作製

以 上